

## 船舶事故調査報告書

平成24年4月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年1月2日（月、休日） 06時20分ごろ
発生場所	大分県佐伯市 <sup>さいき せん</sup> 芹崎鼻東方沖 佐伯市所在の入津港 <sup>にゅうづ はまむら</sup> 浜村防波堤灯台から真方位110° 6,000m付近 （概位 北緯32° 50.1′ 東経132° 00.7′）
事故調査の経過	平成24年1月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 瀬渡船 <sup>えびす</sup> 蛭子丸、3.2トン OT3-55398（漁船登録番号）、個人所有 9.00m (Lr) × 2.54m × 0.84m、FRP ディーゼル機関、242.72 kW、平成4年3月13日
乗組員等に関する情報	船長A 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年12月20日 免許証交付日 平成18年11月14日 （平成24年5月28日まで有効）
死傷者等	負傷 2人（釣り客）
損傷	船体が大破
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客12人を乗せ、平成24年1月2日06時00分ごろ佐伯市入津漁港 <sup>にし の うら</sup> 西野浦地区の船だまりを出港し、芹崎鼻南方沖の磯に向かった。 船長Aは、通常、05時00分ごろ出港していたが、正月であったことから06時00分ごろに出港し、入津漁港内を約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行した。 船長Aは、A船にレーダー、GPS及び魚群探知機などの航海計器がなかったため、操舵室の左舷前方に設置しているサーチライト（以下「ライト」という。）を使用して防波堤、養殖 <sup>いかだ</sup> 筏、陸岸、岩などを照射したり、定置網に取り付けられた標識灯などにより船位を確認したりしながら手動操舵で航行した。 船長Aは、佐伯市 <sup>す</sup> 洲崎付近で約15knに増速し、同市 <sup>りゅうぐう</sup> 龍宮鼻と防波堤との間を通過したのち、龍宮鼻の北方に設置された定置網の北側を東進し、芹崎鼻北方の定置網の東端に設置された標識灯を右舷に見て通過した。 船長Aは、いつもは芹崎鼻北方の定置網の東端に設置された標識灯を確認したのち、芹崎鼻東方沖にある2個の岩（通称「双子岩」）などをライト

	<p>で照射しながら確認するために約6kn に減速していたが、出港時刻を1時間ほど遅らせたため、少しだけ減速して約13～14kn で芹崎鼻東方沖に向けて南東進した。</p> <p>船長Aは、ライトを点灯し、船位を確認するための最初の目標としていた北側の岩をライトで照射して船位を確認したのち、次の目標の岩（以下「本件岩」という。）があると思われる方向にライトを照射したが、いつもの速さに減速していなかったため本件岩にライトを照射する前、06時20分ごろ入津港浜村防波堤灯台から真方位110°6,000m付近の本件岩に乗り揚げた。</p> <p>A船は、しばらく本件岩に乗り揚げた状態となっていたが、ゆっくりと左舷側に傾斜を始め、船底を上にした状態で転覆し、船長が、船室にいた釣り客5人と操舵室の後方などにいた釣り客7人に早く室外に出るように指示した。</p> <p>船長A及び釣り客11人は、A船の船底及び本件岩に上がったが、釣り客1人（以下「釣り客A<sub>1</sub>」という。）が、転覆したA船の船尾甲板にあるいけすの中に閉じ込められ、船底に上がった釣り客の1人が06時25分ごろ海上保安庁に118番通報し、船長Aが乗揚場所を説明した。</p> <p>船長Aは、船底に上がったが、海に投げ出されたときに携帯電話が使用できなくなったので、ビニール袋に入れていた他の釣り客の携帯電話を借りて家族に連絡し、僚船及び消防への通報を依頼した。</p> <p>本件岩に上がった釣り客の1人（以下「釣り客A<sub>2</sub>」という。）は、他の釣り客が本件岩に上がるのを手助けしていたときに海中に転落し、波にさらわれて行方不明となった。</p> <p>事故の知らせを受けた僚船2隻（以下「B船」及び「C船」という。）は、本事故発生場所に向かい、B船が、06時35分ごろA船の船底及び本件岩に上がっていた釣り客10人を救助し、入津漁港に搬送した。</p> <p>船長Aは、転覆したA船の船底部に残っていけすの中に閉じ込められた釣り客A<sub>1</sub>の救助に当たり、船尾部のいけすの中から釣り客A<sub>1</sub>の声が聞こえたので、C船から受け取った<small>おもり</small> 錘付きのロープをA船の左舷船尾部から海中に垂らし、釣り客A<sub>1</sub>と話をしながら状況を確認しながらいけすの中から脱出させようとした。</p> <p>釣り客A<sub>1</sub>は、救命胴衣の浮力によって潜ることができなかったので、救命胴衣、磯靴及び上衣を脱いでいけす内から脱出し、船長Aが垂らしていたロープを手繰って海面に浮上することができ、07時ごろC船に揚収されて入津浦港に搬送された。</p> <p>船長Aは、救助に駆けつけた他の僚船（以下「D船」という。）に移乗して行方不明の釣り客A<sub>2</sub>の捜索に当たった。</p> <p>釣り客A<sub>2</sub>は、釣り客10人の搬送を終えて引き返してきたB船によって発見、救助され、入津漁港に搬送された。</p> <p>船長Aは、D船で入津漁港に帰港した。</p> <p>A船は、転覆したのちに沈没し、後日、船体の一部が引き揚げられた。 （付図1 推定航行経路図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約8～10m/s、視界 良好、気温 約4～5℃</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約77cm、海水温度</p>

	<p>約18℃</p> <p>日出時刻：07時14分</p> <p>佐伯市に強風波浪注意報が発表中</p>	
その他の事項	<p>入津漁港は、畑野浦、楠本、竹野浦河内及び西野浦の4地区の入り江から成り、漁港内には養殖筏が設置されていた。また、入津漁港外の芹崎鼻沖に至る海域には、龍宮鼻沖及び芹崎鼻沖にそれぞれ定置網が設置されており、周囲に標識灯が設置されていた。</p> <p>A船は、レーダーなどの航海計器がないので、船長Aが、夜間は、ライト（照射距離約300m）で岩や陸岸を照射し、目測により本件岩などを確認して船位を求める「山立て」という手法をとっていた。</p> <p>A船の喫水は、船首約0.2m、船尾約1.4mであった。</p> <p>本事故発生場所付近である芹崎鼻東方沖には、航行に危険な本件岩などが存在していた。</p> <p>釣り客12人は、救命胴衣を着用していたが、船長Aは、救命胴衣を操舵室の足元に置いており、着用していなかった。</p> <p>船長Aは、本事故後、所持していた携帯電話が防水型ではなかったため、携帯電話を濡らさないようにして連絡することに集中し、救命胴衣を着用する余裕がなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、芹崎鼻東方沖を南東進中、船長Aが、ライトを照射しながら船位測定の対象としていた本件岩を探す際、いつもの約6knの速力に減じず、約13～14knの速力で航行しながら本件岩を探したことから、本件岩をライトで照射する前に本件岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、いつもより出港時刻を1時間ほど遅らせたことから、本件岩を探す際、いつもの約6knの速力に減じていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が、芹崎鼻東方沖を南東進中、船長Aが、ライトを照射しながら船位測定の対象としていた本件岩を探す際、いつもの約6knの速力に減じず、約13～14knの速力で航行しながら本件岩を探したため、本件岩をライトで照射する前に本件岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間に危険な岩場などが存在する海域を航行する場合には、危険な岩場などから十分に距離を隔てるとともに、できる限り速力を減じて船位を確実に確認すること。</li> <li>・乗船中は救命胴衣を着用すること。</li> <li>・携帯電話は、防水型で緊急通報時に救助機関が迅速かつ正確に位置を特定することができるGPS位置情報等通知機能が付いたものが望ましい。</li> </ul>	

付図1 推定航行経路図

